

(地方公共団体)

令和2年7月8日
内閣府地方創生推進室

「地域未来構想 20 オープンラボ」の利用者募集開始について

内閣府では、「新しい生活様式」の実現等に向けて、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、地域で取り組むことが期待される政策分野を「地域未来構想 20」として発表いたしました。「地域未来構想 20」を推進するためには、①それぞれの分野に関心のある自治体、②各分野の課題解決に向けたスキルを有する専門家（民間企業等を含む）、③関連施策を所管する府省庁の連携が重要であると考え、今般、上記三者のマッチングを支援する「地域未来構想 20 オープンラボ」（以下「オープンラボ」）を開設いたしますので、利用者を募集いたします。

記

1. 募集対象

「地域未来構想 20」に掲げる政策分野の取組を検討している地方自治体（具体的な取組内容が確定していない段階であっても、ご応募いただけます。）

2. 募集目的

- (1) 地方公共団体が各政策分野に取り組むに当たって連携できる専門家を探しやすいよう、各政策分野に係る技術・ノウハウ等を持つ専門家を募り、当該専門家の情報を地方公共団体に提供すること。
- (2) 専門家が地方公共団体に連携プロジェクトを提案しやすいよう、地方公共団体が関心を持つ政策分野を照会し、当該政策分野の情報を専門家に提供すること。
- (3) 地方公共団体が各政策分野に取り組むに当たって活用できる国の支援策等を探しやすいよう、各府省庁の関連施策をとりまとめ、地方公共団体や専門家へ情報提供すること。

3. 利用方法

(1) 申込方法について

別添 1「地域未来構想 20 オープンラボ利用規約」をご確認の上、様式 1「地域未来構想 20 オープンラボ利用申込書(地方公共団体用)」(以下「申込書」という。)に関心のある政策分野等の必要事項を記入の上、電子メールにて、以下のメールアドレスにご提出ください。

(メールアドレス) e.area-management1@cao.go.jp

(2) 申込内容について

様式 1 でご提出いただいた申込書の内容は、専門家等とのマッチング支援のため、内閣府のホームページでの公表を予定しております。

(3) 利用方法について

- イ) 各地方公共団体は、関心のある政策分野に取り組むに当たって必要な技術・ノウハウ等を有する専門家を把握し、連絡することができます(※)。
- ロ) 関心のある政策分野等を公表することで、技術・ノウハウ等の提供を希望す

る専門家から、地域のニーズに合った技術提案を受けることができます。
ハ) 各府省庁の施策を横断的に確認し、施策との紐づけを検討しやすくなります。

※ 内閣府のホームページにおいて、各政策分野に関する技術・ノウハウ等を有する専門家の連絡先、別途郵送する「地域未来構想 20 オープンラボ カタログ（仮称）」において、当該専門家が提供可能な具体的な技術・ノウハウ、実績等を確認することができます。

4. スケジュール（予定）

7月8日（水）

募集開始

7月16日（木）16:00～17:00

「地域未来構想 20 オープンラボ」のWEB 説明会（地方公共団体向け）の実施（※）

7月31日（金）

利用申請書の提出〆、地方自治体取組希望政策分野〆

8月上旬

内閣府のホームページにおける、地方公共団体の関心分野、各分野の専門家、各府省庁の関連施策の一覧の公表

8月中旬

「地域未来構想 20 オープンラボ カタログ（仮称）」の発送

別添 1：地域未来構想 20 オープンラボ利用規約

様式 1：地域未来構想 20 オープンラボ利用申込書（地方公共団体用）

【問合せ先】

内閣府地方創生推進事務局

担当：橋本・由良・岸（TEL：03-5510-2457）

（mail：e.area-management1@cao.go.jp）